

岡山市 デイサービス取り組み表彰事業

説明資料

令和6年度デイサービス取り組み表彰事業

5つの指標で、事業所の取り組みを評価。指標を達成した事業所のうち、利用者像の維持・改善度合いが上位の事業所に報奨金を交付

参加対象事業所

岡山市内デイサービス事業所
(およそ300事業所)

○対象サービス

- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護

※それぞれ予防サービスを含む



取り組みの評価内容

- 事業所の取り組み評価の指標として設定された「5つの評価指標」のうち、**4つ以上の項目を満たしていれば表彰事業所**となる。
- さらに、利用者の状態像が維持・改善した結果を、ADL維持等加算の仕組みを通じて数値化し、上位10事業所が市長からの表彰+報奨金の対象となる。

事業所の取り組み指標

- 5つの評価指標の収集（12月時点）
- 3の指標（ADL維持等加算の取り組み状況）を用いる事業所については、6月と12月にバーセルインデックスによるアウトカム調査を実施

5つの評価指標

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 外部研修への参加状況 |
| 2 | LIFEの活用状況 |
| 3 | ADL維持等加算の取り組み状況 |
| 4 | 機能訓練指導員の常勤換算人数 |
| 5 | 介護職員のうち、介護福祉士の常勤換算人数 |

利用者の状態像の維持・改善

利用者の状態改善度合いを**ADL維持等加算**で用いられている「**ADL利得(※)**」で評価

(※) …利用者のバーセルインデックスを6か月の間隔で比較するなど一定の基準に基づき算出した値

バーセルインデックス

基本的な生活動作の状態（自分でできる、部分介助必要、全介助必要など）を評価する指標

1	食事	10点
2	車イスからベッドへの移動	15点
3	整容	5点
・		
・		
9	排便コントロール	10点
10	排尿コントロール	10点

表彰

- 表彰事業所のうち、**利用者の状態像が維持・改善した上位10事業所**は実際の表彰式で**市長から表彰状と報奨金を授与**

BEST 10

市長から授与

表彰状

- | | |
|------|------|
| ●1位 | 30万円 |
| ●2位 | 20万円 |
| ●3位～ | 10万円 |

- それ以外の事業所は、岡山市からの表彰状を郵送にて授与

それ以外

郵送

表彰状



令和6年度 事業所の取り組み指標

下記の5つの指標は岡山市と市内事業所が協働して選定した「デイサービスの質を評価する指標」です。デイサービス取り組み表彰事業では、5つの評価指標のうち、**4つ**以上の指標のを達成した事業所を指標達成参加事業所として、表彰状を贈呈します。さらに、ADL維持等加算の仕組みを用いて評価した利用者の状態改善度合いが高い上位10事業所については、市長からの表彰状と報奨金授与の対象となります。
 ※下表の指標のうち令和4年度からの主な変更箇所を赤字としています。

	評価指標	考え方	達成基準
1	外部研修への参加状況	事業所が職員に対して、介護サービスの向上に寄与する研修にどの程度参加させているかを評価します。 対象となる研修は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修 岡山市主催 介護職員スキルアップ研修（全4回を予定） ※介護職員スキルアップ研修については、1回の研修に何人出席しても、1回と数えます。	全体で 3回以上 参加
2	LIFE(科学的介護情報システム)の活用状況	科学的介護推進体制加算の取得有無	取得有
3	ADL維持等加算の取り組み状況	利用者の状態改善度合いをADL維持等加算で用いられる「ADL利得」で評価します。ADL維持等加算の申し出をしていること及び要介護者の利用者全員のADL値を測定の上LIFEに入力していることが条件となります。	評価対象事業所の平均値以上
4	機能訓練指導員の常勤換算人数	理学療法士、作業療法士、柔道整復師、看護師等のリハビリ専門職である機能訓練指導員の常勤換算人数で評価します。 ※従業員勤務一覧表から算出します	評価対象事業所の平均値以上
5	介護職員のうち、介護福祉士の常勤換算人数	専門的知識と技術をもって認知症や寝たきりのお年寄り、障害があるために日常生活を営むことに支障がある人たちに対し、身体的、精神的自立を助けるために入浴、食事、排泄等の介護を行う介護福祉士の常勤換算人数で評価します。 ※従業員勤務一覧表から算出します	評価対象事業所の平均値以上

令和6年度 事業の流れ（予定）

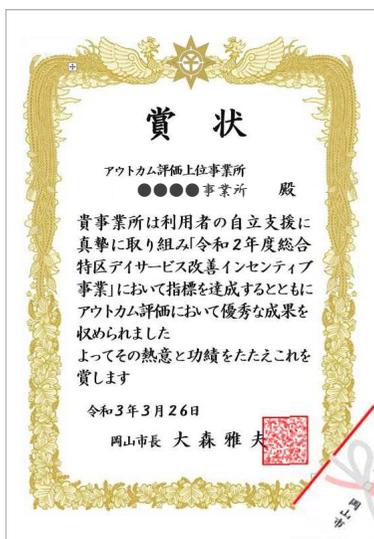
●下記流れは現時点での予定です。変更する場合があります。

令和6年	5月	市から介護事業所へ事業のご案内を送付
	6月	バーセルインデックスによるアウトカム調査（1回目）
	7月	介護職員スキルアップ研修
	9月	介護職員スキルアップ研修
	11月	介護職員スキルアップ研修
	12月	バーセルインデックスによるアウトカム調査（2回目）
令和7年	1月	質の評価に関する調査票の提出
	3月	評価上位事業所の表彰式開催（岡山市長から授与）

(参考) 令和4年度デイサービス改善インセンティブ事業

表彰式の実施

- ◆ 上位10位の事業所には、訪問介護インセンティブ事業と合同で表彰式を開催し、市長から賞状・奨励金を贈呈しています。



《奨励金の内訳》

第1位	第2・3位	第4～10位
30万円	25万円	10万円

パンフレットの作成

- ◆ 訪問介護インセンティブ事業とセットで、表彰事業所を紹介するパンフレットを作成し、関係機関への配布や岡山市のホームページへ掲載します。



《パンフレット配布場所》

- 福祉事務所
- 居宅介護支援事業所 等

～事業所からの声～

- 「デイサービス事業所が表彰される機会はほとんどないため、こういった事業を実施してくれることは、デイサービス事業所にとってとてもありがたい」
- 「この事業を実施してくれることで、利用者の状態像の維持・改善を図ることに対するモチベーションアップに繋がっている」など

～事業所からの声～

- 「自分の事業所をアピールできる機会は少ないので、このパンフレットを作成してもらうことにより、事業所をPRできるいい機会になっている」
- 「上位10位に入れなかったとしても、指標を達成すれば、表彰状がもらえたり、パンフレットに掲載してもらえるので、頑張る気持ちになれる」など

事業者指導課（通所事業者係）からのお知らせ

1 各種書類の提出期限について

- ① 令和6年4月1日適用開始の体制届

令和6年4月15日（月）（予定）

- ② 令和6年度介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書

令和6年4月15日（月）

- ③ 令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書

令和6年7月31日（水）

※ ②・③について、生活支援訪問・通所サービス分の加算額、改善額を含めて提出すること。

2 報酬改定に伴う、重要事項説明書等の取扱い（利用料金に変更となる場合）

- (1) 新規の利用申込者に対しては、変更内容を反映させた重要事項説明書を作成の上、当該説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
- (2) 既存の利用者に対しては、内容を変更した重要事項説明書（同意を得ている重要事項説明書の内容の差し替えとして、変更部分のみでも可）を交付して説明を行うこと。

3 「変更届」、「体制届」、「通所介護等 自己点検シート、岡山市基準条例・規則等（条例・省令対照表を含む。）」に係る必要書類等について、ホームページに掲載しています。

- ・「変更届」<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000022782.html>
- ・「体制届」<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000022686.html>
- ・「通所介護等 自己点検シート」
<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000023089.html>
- ・「岡山市基準条例・規則等（条例・省令対照表含む。）」
<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007658.html>

4 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAXにて送信してください。

5 厚生労働省からのQ&A等について

今後、厚生労働省から発出されるQ&A等については、随時ホームページ上で公開していきます。

また、Q&A等の内容によっては、集団指導資料の記載内容を変更する場合があります。その場合もホームページ上でお知らせしますので、随時確認をお願いします。

（岡山市事業者指導課ホームページ）

https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_1.html

岡山市 事業者指導課 宛
FAX番号 086-221-3010

電話・FAX番号 変更届

下記のとおり電話・FAX番号が変更になりましたので、お知らせします。

記

法人名 _____

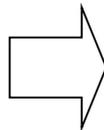
事業所名 _____

介護保険事業所番号 _____

旧番号

新番号

電話番号	
FAX番号	



電話番号	
FAX番号	

【質問票】

令和 年 月 日
岡山市事業者指導課通所事業者係あて
Fax:086(221)3010

事業所名			
サービス種別		事業所番号	33
所在地			
Tel		Fax	
担当者名		職名	
【質問】			
【回答】			